

一 般 競 争 入 札 公 告

行橋市が発注する建設工事について、次のとおり一般競争入札を行いますので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び行橋市契約規則（昭和39規則第10号）第8条1項の規定により公告します。

平成27年7月21日

行橋市長 田 中 純

入札番号 35

(工事別事項)

1. 工事名称	平成26年度(繰)水産生産基盤整備事業(特定)沓尾漁港 第4東護岸 護岸上部工事	
2. 工事場所	行橋市大字沓尾	
3. 工事概要	工 事 内 容	第4東護岸 ・上部工 L=130.0m ・消波工【12t型】 <div style="text-align: right; margin-left: 100px;"> 製作 309個 運搬・据付 153個 【4t型】 撤去 153個 </div>
	工 期	平成27年8月27日～平成28年1月29日 (156日間)
	予 定 価 格	115,312,680 円 (税込み)
	最低制限価格	有 (事後公表)
4. 参加業者の形態	単体企業	
5. 設計受託業者	(株)五省コンサルタント	
6. 日程	公 告 日	平成27年7月21日
	入札説明書交付及び設計図書閲覧	平成27年7月21日(火)～平成27年8月18日(火)
	仕様書に関する質問の提出期限	平成27年7月22日(水)～平成27年8月17日(月)
	申請書受付期間	平成27年7月22日(水)～平成27年7月31日(金)
	確認通知書発送	平成27年8月10日(月)
	参加資格無の理由説明を求める期限	平成27年8月17日(月) (平成27年8月18日回答)
	仕様書に関する質問の回答	平成27年8月17日(月)～平成27年8月20日(木)
	入札・開札日時	平成27年8月20日(木) 9時00分～
7. 入札参加資格	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項 土木一式工事について、「行橋市建設工事等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則」(昭和56年行橋市規則第12号)に定める資格を得ている者。	

8. 入札参加条件	<p>地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2 申請書提出期限日(平成27年7月31日)現在において、次の条件を満たすこと。なお、開札時点においても同条件を満たすこと。</p>
	(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当する者ではないこと。
	(2) 土木一式工事について同種(港湾構造物工事:海上施工)及び同規模(予定価格の5割以上)工事の公共工事元請施工実績を有すること。 平成20年4月1日以降に完成し、引き渡しが進んでいるもの。
	(3) 当該工事に専任で配置できる監理技術者を有すること。 ・入札日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者。
	(4) _____
	(5) 行橋市建設工事等に係る建設業者の指名停止等措置要綱(平成19年告示第77号)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でないこと。
	(6) 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条の規定による特定建設業の許可を受けていること。
	(7) 市内・市外は問わない。
	(8) _____
	(9) _____
	(10) 入札期日以前3ヵ月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
	(11) 破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の決定後又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査に基づく入札参加資格者名簿の登載者を除く。)
	(12) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本及び人事面において関連がある建設業者でないこと。
(13) 参加を希望する者は、審査基準日が平成25年12月31日以降直近の経営事項審査結果通知書の総合評点(以下「評点」という。)が695点以上であること。	

9. 提出書類	参加申請時	様式第1号の1、第2号、第3号及び添付資料
	入札時	入札書、委任状(必要に応じ)、工事費内訳書
	その他	現場代理人・主任(監理)技術者等選任通知書(入札説明書様式第6号)については、開札日の前々日(平成27年8月18日)までに提出を求める。
	提出方法	持参
10. 公告内容等に関する問い合わせ先及び場所	〒824-8601 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 電話(代表)0930-25-1111	
	契約事務及び申請書受付並びに入札説明書交付	総務部契約検査課契約係(西棟庁舎3階) 内線1381、1382
	入札及び開札	総務部契約検査課入札室(西棟庁舎3階)
	設計図書の閲覧	産業振興部農林水産課産業土木係(東棟庁舎2階) 内線(1234)
11. その他	<p>(1) 「6. 日程」について 期間については、「6. 日程」に記載の毎日(ただし、行橋市の休日を含める条例(平成元年行橋市条例第26号)第1条に規定する休日(以下「市の休日」という。)を除く。)、午前9時から午後5時まで。</p> <p>(2) その他、詳細は行橋市入札心得の規定による。</p> <p>(3) 「7. 入札参加資格」について 平成27年4月及び5月に行橋市建設工事等競争入札参加資格審査申請書を提出した者の有資格者名簿有効期間は、平成27年8月1日以降となるため、一般競争入札公告で入札参加資格を規定する「行橋市建設工事等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則」(昭和56年行橋市規則第12号)に定める資格を得ている者に該当しない。</p>	

(共通事項)

1. 入札説明書及び設計図書等の閲覧	入札公告、入札説明書及び設計図書等は、行橋市公式ホームページより閲覧可能。
2. 契約条項を示す場所	「工事別事項」(契約事務及び申請書受付)に同じ。
3. 設計図書等の交付	行橋市公式ホームページからダウンロードすること。
4. 入札書の提出方法	(1) 入札書の提出場所及び提出方法
	(ア) 開札の日時に開札場所に持参のこと。
	(イ) 入札執行回数は、1回とする。
(ウ) その他、入札説明書及び入札心得の規定による。	
5. 工事費内訳書等の提示	(1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額と整合性をもつ工事費内訳書の提出を求める。
	(2) 現場代理人・主任(監理)技術者等選任通知書(入札説明書様式第6号)の提出については、「工事別事項」に記載のとおり。なお、提出書類中の「主任(監理)技術者等の資格及び工事経験調書(様式第3号)」に記載される技術者を、「現場代理人・主任(監理)技術者等選任通知書(入札説明書様式第6号)」においても記載すること。
6. 落札者の決定の方法	有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。
7. 入札の無効	(1) 次の入札は無効とする。
	(ア) 入札参加資格のない者、入札参加条件に反した者(入札参加の確認を受けた者で、その後開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札
	(イ) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
	(ウ) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
	(エ) 入札書の記載金額が予定価格以上(予定価格と同額を含む。)である入札
	(オ) 入札書の記載金額に対応する工事費等内訳書の合計金額(108分の100に相当する金額)が一致していない入札
	(カ) 最低制限価格を下回る入札
	(キ) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明しない入札
	(ク) 同一事項の入札について二通以上の入札書を提出した入札
	(ケ) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
	(コ) 法令又は入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反している入札

8. 入札保証金 及び契約保証金	(1)入札保証金	免除する。
	(2)契約保証金	<p>契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付を免除することができるものとする。</p> <p>(ア) 市を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合</p> <p>(イ) 保険会社と工事履行保証契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証券を提出する場合</p>
9. その他	<p>(1) 専任の技術者について</p> <p>当該工事に専任の技術者を配置しなければならない場合、専任とは、他の工事現場の「主任技術者」又は「監理技術者」及び「営業所の専任技術者」との兼任を認めないこととし、現場に常駐していなければならない。</p>	
	<p>(2) 設計受託業者について</p> <p>当該工事において、工事別事項「5. 設計受託業者」に該当がある場合、「8. 入札参加条件(12)の「当該受託者と資本及び人事面において関連がある建設業者」とは、次のいずれかに該当するものである。</p> <p>(ア) 当該受託者又は建設業者が法人税法上の同族会社であって、一方が他の一方の同族会社の判定基準となる場合における当該建設業者</p> <p>(イ) 当該受託者及び建設業者がいずれも法人税法上の同族会社であって、両者の同族会社の判定基準となる者が重複する場合における当該建設業者</p> <p>(ウ) 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者</p>	
	<p>(3) その他、詳細は入札心得の規定による。</p>	